

方格プラン施行前夜のオーストラリア

金 田 章 裕

- 1 は じ め に
- 2 総督への訓令に示された土地計画
 - a. タウンシップと町
 - b. 土地下付の単位と方法
- 3 1820年以前の土地区画
 - a. 開拓の進行と土地区画
 - b. 郡と地区
 - c. タスマニアの土地区画
- 4 方格プラン導入への胎動
 - a. オクスレイの手紙
 - b. オクスレイとビッグの構想
- 5 お わ り に

1 は じ め に

ニュー・サウス・ウェルズ (New South Wales) 植民地の測量長官オクスレイ (J. Oxley) は、同植民地調査官のビッグ (J. T. Bigge) に長文の手紙を書いた。1821年1月15日付のこの手紙で、彼は新しい土地政策の必要性を説いたのである。¹⁾ このオクスレイの提言を契機として、やがて土地政策は大きな転換をとげることになる。

小稿では、まずニュー・サウス・ウェルズ植民地初期の段階における土地区画や行政単位などについて整理し、オクスレイが新しい土地政策を提言するに至る背景を解明したい。その上で、後の方格プランの展開に大きな影響力を有したオクスレイの手紙とビッグの報告書²⁾に

-
- 1) Oxley to Bigge, Bigge Report の添付資料、原文は Public Record Office (London) 所蔵、マイクロフィルムおよび James Bonwick による写しは Mitchell Library (Sydney) BT Box 25, pp. 5657~5667. 内容については後に詳述する。
 - 2) Bigge Reports は次の3部からなる。
 - a) Report of the Commissioner of Inquiry into the State of the Colony of New South Wales. Commons paper 448, ordered to be printed 19 June 1822.
 - b) Report of the Commissioner of Inquiry on the Judicial Establishments of New South Wales and Van Diemen's Land. Commons paper 33, ordered to be printed 21 February 1823.
 - c) Report of the Commissioner of Inquiry on the State of Agriculture and Trade in the Colony of New South Wales. Commons paper 136, ordered to be printed 13 March 1823.

について検討する。小稿の目的は、方格プランそのものの歴史地理学的検討のための予備的作業であり、いままで活字にされたことがないオクスレイの手紙の内容をも紹介しておきたい。

以下の整理においては、すでに検討済みの都市プランについては、³⁾ 対象に含めないことにするが、当面次の点だけは想起しておきたい。すなわち、初代総督のフィリップ（A. Phillip）は、シドニー（Sydney）が一定の画一性を保つことを望んでいたが、現実には建物は不規則に点在し、街路もまた不規則に新設されていた。第5代総督マックアリー（L. Macquarie）は、曲がりくねった狭い道を拡幅してまっすぐにし、美しい公共建築物も多数建造した。しかし、シドニーは依然として規則的な方格プランを有するようになったとはいえない。後の1829年、ダーリング（Darling）総督の下で作製された規定に至ってようやく、明確な方格プランを新しい都市における都市計画の基本とするようになるのである。

2 総督への訓令に示された土地計画

a. タウンシップと町

オーストラリア上陸後2年余り経過した1790年6月17日、フィリップ総督は、1789年10月22日付の本国からの訓令の追加を受けとった。それには土地計画に関する次のような指令が記されていた。⁴⁾

“貴官はそれ故に、貴官の裁量において最も適当であると裁定される場所に、便利なる規模と広がりを持つタウンシップ（township）を設定されたい。その場所とは、可能な限りにおいて、内陸に広がり、かつ便利となり得るような海岸線を含むところの、自然境界に画されたところである。

貴官はまた、各タウンシップの最も便利なる地点において、貴官がそこに入植するに適当と判断される数の家族にとって、便利である宅地と牧場用区画を伴うに十分な規模を有する町（a town）の建設に適する場所を設定されたい。その町と称するものは、航行可能な河川もしくは海岸、あるいはそこへ近接した地点に設定されるよう留意されたい。貴官はまた、各タウンシップにおいて、つぎの目的に供するために適当な規模の土地を保留地とされたい。すなわち、防備施設および兵舎、もしくは他の軍事・海防上の施設に選定するためであり、とりわけ町役場ならびに貴官が必要とみなすその他の公共建築物の建設のためである。そしてさらに、その場所に海軍用材に適した林地があれば、その生産と育成のためである。

そして、各町のなかもしくは近くにおいて、教会の建物、牧師の生計分として400エーカー、

3) 金田章裕；オーストラリアにおける19世紀以前の都市プラン『オーストラリア研究紀要』No. 7, 1981年。

4) Phillip's Instructions re Land Grants. Historical Records of Australia, series I, Vol 1, pp. 124～128, 所収。以下、同書を H.R.A. I—I のように略記する。

教師の分として200エーカーを個別に充当し得る特定の地点があれば、さらに御意にかなうものである。

なるが故に、いわゆる大陸もしくは付属の島嶼において、入植者となることを希望する人物の用益に供する土地を測量し、区画するために、王領地の測量長官に対し、適正な補償がなされることが必要である。”

すなわち、タウンシップを設定してそこに町を建設し、その実際の業務は測量長官に遂行させる、というのが土地区画や行政単位に関する基本政策であったと解して良いであろう。

しかも、この基本政策は前述のオクスレイの書簡が書かれた前後まで変更されなかった。歴代総督はほぼ同様の訓令を受けているのである。1794年6月23日付のハンター（J. Hunter）総督への訓令、⁵⁾ 1802年2月23日付のキング（P. G. King）総督、⁶⁾ 1805年5月25日付のブライ（W. Bligh）総督、⁷⁾ 1809年5月9日付のマックアリー総督、⁸⁾ 1821年2月5日付のブリスベン（T. Brisbane）総督⁹⁾ などへの訓令はすべて、タウンシップや町についてはほぼ同文の内容となっている。

このような訓令は、かつて英領の他の植民地の総督が受けとっていたものとも類似する。1763年、北アメリカの東フロリダ（East Florida）とケベック（Quebec）の両総督が受けとっていたものが、¹⁰⁾ タウンシップの設定を指示した最初のものである。タウンシップを設定し、そこに町の建設用地を指定すべきとする点ではオーストラリアの場合と全く同様であるが、“約20,000エーカーからなるタウンシップ”と、その面積を具体的に示している点が大きな相違点である。北アメリカに間もなく成立したアメリカ合衆国において、やがて設定されるタウンシップは曲折を経たのち6マイル四方、2万2,040エーカーに落ちつく¹¹⁾ から、結果的には上述の訓令に示された面積に近い。¹²⁾

ところが、オーストラリアに対しては、上掲のように“便利なる規模と広がり”という指示でしかない点に注目しておきたい。この表現がもたらした影響その他については次稿の課題とせねばならないが、ここに使用されているタウンシップの語が、一定の広がりをもった土地

5) Governor Hunter's Instructions, H.R.A. I—I, pp. 520~527.

6) Governor King's Instructions, H.R.A. I—III, pp. 391~398.

7) Instructions to Governor Bligh, H.R.A. I—VI, pp. 8~15.

8) Governor Macquarie's Instructions, H.R.A. I—VII, pp. 190~197.

9) Instructions to Sir Thomas Brisbane, H.R.A. I—X, pp. 596~603.

10) L.W. Labaree; Royal Instructions to British Colonial Governors, 1670~1776. New York, 1935, pp. 537~538.

11) W.D. Pattison; Beginnings of the American Rectangular Land Survey System, 1784~1800. University of Chicago, Dept. of Geography, Research Paper No. 50. 1957. pp. 92~96.

12) 正方形の区画でかつマイルを基本尺度とする前提条件を設定すれば、6マイル四方のタウンシップが最も勅令に忠実であることになる。しかし、アメリカ合衆国の場合においてもこの規模は Royal Instruction から直接派生したものではない。

計画の単位もしくは行政単位に類似する性格の単位を示すものであり、アメリカ式の6マイル四方の区画を示すものでも、町あるいは町の立地点を示すものでもないことには留意しなければならない。¹³⁾ 今日のオーストラリアで使用される語としてはシャイア (shire) に最も近いことになる。¹⁴⁾

b. 土地下付の単位と方法

フィリップ総督はまた、1787年4月25日付の訓令¹⁵⁾において、つぎのように解放された流刑者への土地の下付を命ぜられていた。

“貴官は王領地の測量官に対し、(流刑者を解放するたびごとに、) いわゆる領域内において、解放流刑者の用益に必要な土地を測量し、区画するための貴官の指令書を発行されたい。そして、それが実施されたあかつきには、つぎに明細を示すような状況と受領面積に応じて、いかなる解放流刑者といわれる者に対しても、それについても最も便利な早さでもって下付地を引き渡すことが御意にかなうところである。すなわち、すべての男子に対して30エーカーの土地を下付し、彼が結婚する場合には20エーカーを加え、彼等と共に入植地にいるすべての子供に対し、いわゆる下付がなされる際に、さらに10エーカーの量を加えるものとする。10年の期間中、すべての料金、税、免役地代、その他いかなる謝礼をも課さない。”

下士官および一般の入植者についても、前掲の訓令¹⁶⁾に次のように示されていた。

“すべての下士官に対して100エーカー、すべての私人に対しては50エーカーを、またこれ以上の追加については、貴官に下された訓令によって、流刑者が服役から解放された際と同様に下付されたい。10年の期間内においては、すべての料金、税、免役地代、その他謝礼を課さないものとするが、上期間経過の後には、10エーカーごとに毎年1シリングの免役地代を免れないものとする。”

ここに示された土地の単位が10, 20, 30, 50, 100エーカーという比較的小規模な面積であること、土地の下付が無償で保障されていたこと、さらに当初10年間に限定されていたとはいえ、全くの無税であったことなどが注意を要する点であろう。

このような土地政策は、基本的には1810年代のマックアリー総督の時代まで変更されることがなく、1819年から調査に着手したビッグもこの点を総括し、¹⁷⁾ 問題とすることになる。

下付地の形状や配置についても、訓令はつぎのように指示していた。

13) H.W. King (A Note on "Township", Australian Geographer. VI pp. 24~25, 1954) は township の語がこの3つの意義を有していることを整理している。後世のオーストラリアでは township は town あるいは townsite と同義で使用されることの方が多い。

14) H.R.A. I-III, Note 148, p. 787.

15) Governor Phillip's Instruction, H.R.A. I-I, pp. 9~16.

16) Phillip's Instruction 前掲4)

17) Bigge Report 前掲2), C), pp. 33~37.

“貴官によって設定されるすべての下付地においては、すでに述べたように、肥沃な土地とやせた土地とを各被下付者が釣合いのとれた種類数を有すべく配慮されたい。同様に今後、各地筆の幅員が奥行の三分の一になるよう、また、各地筆の長辺がいかなる湾もしくは河川の岸にも沿うことのないよう留意されたい。”

“100エーカーもしくは50エーカーの分与地の間には、その一方に接して、国王とその後継者のために、幅10エーカー、奥行30エーカーの土地を保留地とされたい。この保留地については、国王の特命と認可なくして、貴官が分与することはできない。しかし、貴官は、14年を越えないいかなる期限でも貸与することができる。”

すなわち、長辺対短辺が3対1の地筆の形状とその長辺が水辺に接しないことを定め、さらに国王保留地についても指示しているのである。以上の規定のみからすれば、比較的小規模で様々な面積の長方形の地筆が、川や海岸との位置関係を考慮しながら成立することになるろう。

3 1820年以前の土地区画

a. 開拓の進行と土地区画

ニュー・サウス・ウェルズ植民における初期の開拓は、シドニーの西側に広がるカンバーランド平原（Cumberland Plain）に限定されていた。この平原は、シドニーを要として西に広がる半径約24マイルのほぼ扇形の範囲である。三畳紀の頁岩と砂岩で構成される緩傾斜の平原であり、北西端付近で標高約25フィート、南西端付近で約250フィートと、一般に北側の方が低く平坦で、南側の方が丘陵性でやや高い。ほぼ全域を占めるヴィナマッタ（Winamatta）頁岩の上には、一般に8～10インチ程度の薄い重粘土とロームの土壤がのっているが、ポート・ジャクソン（Port Jackson）湾に流入するパラマッタ（Parramatta）川、南のボタニー（Botany）湾に流入するジョージズ（George's）川、西側と北側を限るニピアン（Nepean）・ホークスベリー（Hawksbury）川沿いには、砂・礫・粘土などの沖積層が分布している。¹⁸⁾

フィリップ総督が最初の下付地を設定したのは、1789年11月のことであり、1791年3月30日までに37の下付地が設けられた。20エーカーの区画1、30エーカー16、50エーカー13、60エーカー5、70エーカー1、140エーカー1、とほとんどが前掲の規定に従って30または50エーカーの小単位であった。これらの区画はシドニーの西約12マイルのパラマッタとそのさらに西4マイルのプロスペクト（Prospect）丘の周辺に分布し、さまざまな方位と形態を有していた。¹⁹⁾

18) T.M. Perry ; Australia's First Frontier, the Spread of Settlement in New South Wales 1788~1829. Melbourne, 1963, pp. 17~19.

19) J.F. Campbell ; The Dawn of Rural Settlement in Australia. The Royal Australian Historical Society ed., Journal and Proceedings, Vol. XI, Part II. 1926. なお、区画の分布については、後掲第1図および第2図を参照のこと。ただし、第1図はおおよその見取図であり、第2図はこの時点より20年以上後の状況であることに留意する必要がある。

このように、面積それ自体は訓令に従っているが、形態や配置が不規則であり、かつ前掲の訓令に合致していない点について、キャンプベル (J.F. Campbell) はつぎのように解している。²⁰⁾ 測定の不規則性については有能な測量官がいなかったこととし、国王保留地が規定のように設定されていないことについては、フィリップ自身が1791年11月5日の手紙において、林地が存在する場合に下付地相互間の見通しがきかず、また林地には原住民が居住していて敵対するので、入植者が隣接して占拠することが必要であった、としていることを引用している。

これらの下付地は、わずかな土壌条件の良い部分を選んで選定されたものであり、1792年には入植者は少なくとも68となり、キッシング・ポイント (Kissing Point), ノーザン・バウンダリー (Northern Boundary), ポンズ (Ponds), フィールド・オブ・マーズ (Field of Mars)²¹⁾ などにも分与地が設定された。²²⁾ 1793年1月15日には最初の自由移民が到着したが、翌年までにはトゥーンガビー (Toongabie), リバティ・プレーンズ (Liberty Plains), コンコード (Concord), バラナミング (Bulanaming), ピーターシャム (Peter-sham) などのパラマッタ川両岸にも入植地が拡大した。²³⁾

第1図は、このようにして良い土壌が分布している部分にパッチ状に拡大していった下付地の分布を示した1796年の地図²⁴⁾の主要部である。健康を害したフィリップ総督は1793年に任を離れ、グロウズ (F. Grose)・パターソン (W. Paterson) がしばらく代理をつとめたあと、1795年からはハンターが総督として着任していたが、彼自身はこの地図の時点までは新しい下付地を設定していない。²⁵⁾ しかし、前述の各地のほか、ホークスベリー川流域にも耕地群が描かれ、ここにも下付地が設定されていたことが知られる。

ロビンソン (K.W. Robinson) は、この時期を開拓の進行具合と土地政策の上から第1期と分類し、以下、第2期1796～1806年、第3期1806～1813年、第4期1813～1821年といった風に区分している。²⁶⁾

ロビンソンのいう第2期はハンター・キング両総督の時期である。ロバーツ (S.H. Roberts) によれば、フィリップの“温室政策”に代わり、ハンターの時代には“国家社会主義”政策とでもいうべき方法が採用され、政府が年々の穀物価格を決定するシステムなどは一般に支持されたが、全体としては机上論的、教条的であり失敗した。その後キングは曲折を経

20) J.F. Campbell 前掲19)

21) それぞれの場所については第2図参照。

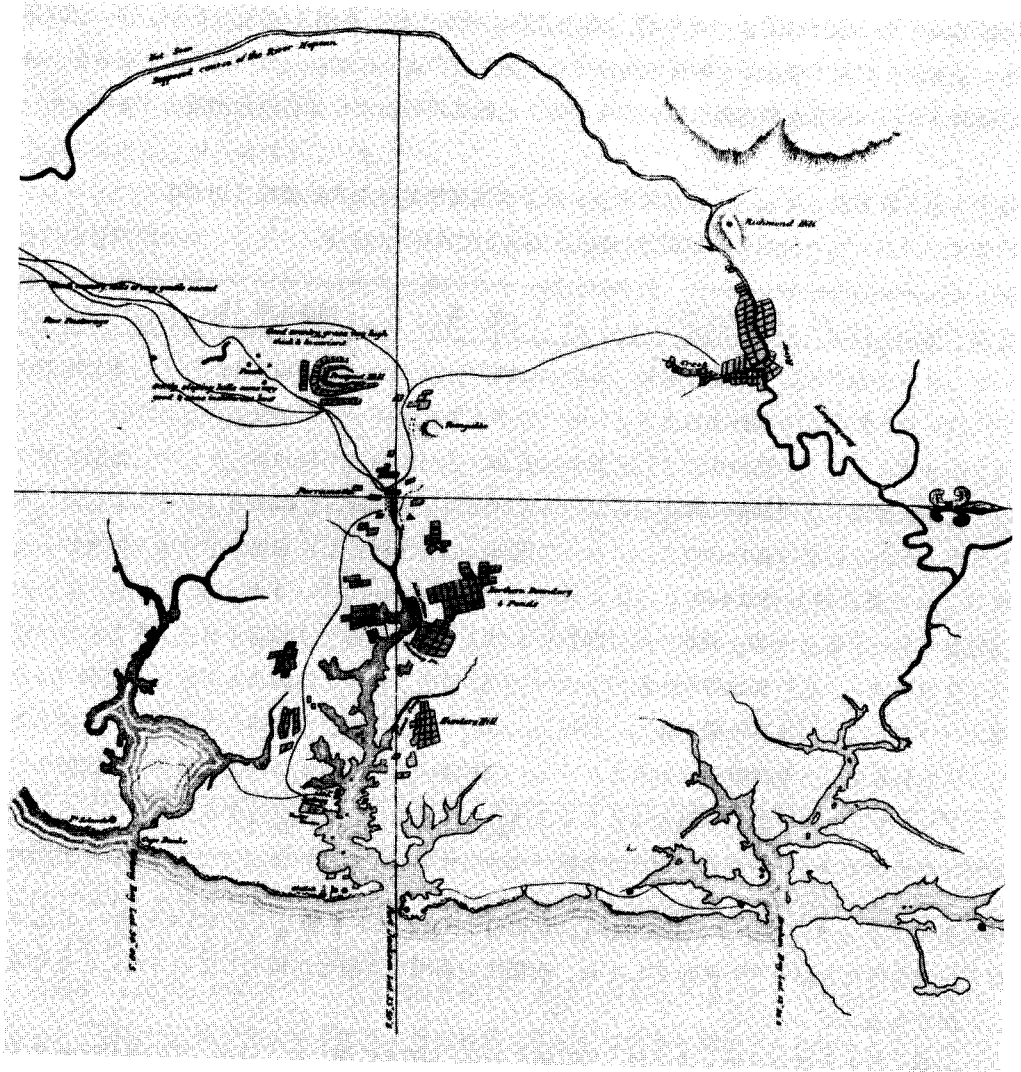
22) T.M. Perry 前掲18), pp. 20～21.

23) T.M. Perry 同上

24) Governor Hunter ; New South Wales, Sketch of the Settlement, 1796年8月20日付書簡 (Governor Hunter to Under Secretary King) の添付図。Historical Records of New South Wales, I. pp. 72～75.

25) K.W. Robinson ; Population and Land Use in the Sydney District, 1788～1820. The New Zealand Geographer, 9-2, 1953.

26) K. W. Robinson 前掲25)



第1図 1796年の土地区画分布状況〔Hunter 注24〕

つつも完全な方向転換を行った。各種統制を廃止したり、富有な入植者に大規模な下付地を与えたりし、貿易を考えたり、グループによる入植を歓迎するなどの変革を行った。²⁷⁾

例えば、ホークスベリー川沿いのマルグレイブ・プレイス（Mulgrave Place）では、1800年の126人の入植者の下付地面積は、25エーカー未満6，25エーカー－43，30エーカー－51，30～

27) S.H. Roberts ; History of Australian Land Settlement 1788～1920. Melbourne, 1924. pp. 7～13.

50エーカー5, 50～100エーカー12, 100～270エーカー8, 不明1であったが,²⁸⁾ 1803年のニュー・サウス・ウェルズ植民地全体では, 第1表のように30エーカー以下の入植者が全体で583人のうちの285人を占めてはいるものの, 比較的規模の大きなものも出現している。²⁹⁾

第1表 ニュー・サウス・ウェルズ植民地における入植規模(1803年)

(G.P. Walsh 注29) による)

面 積 (エーカー)	入 植 者	面積比率 (%)
1～30	285	13.6
31～50	71	6.2
51～100	95	14.6
101～200	103	20.0
201～300	10	4.6
301～400	2	1.6
401～500	2	2.2
501～1,000	8	12.5
1,000～2,000	6	16.9
2,000～	1	7.8
合 計	583	100.0

1805年にブラックスランド (Blaxland) 兄弟は6,000ポンドを費して8,000エーカーの広大な下付地を得たという³⁰⁾ 例からしても, 次第に大規模な入植者が増加していったことを知ることができる。

この間, たとえばパラマッタでは, 1801年に一旦2,060人に達した人口が, その後1806年まで減少し続ける³¹⁾ といったように, 場所によって違いはあるものの, 人口は全体として大きく増大した。1799年刊行の地図³²⁾ では耕地群の記載は第1図に比べてそれ程増加していない。しかし, 1800年には, 人口5,658人, 小麦4,665エーカー, トウモロコシ2,930エーカー, 大

28) J.F. Campbell 前掲19)

29) G.P. Walsh ; The English Colony in New South Wales, A.D.1803. New Zealand Geographer 18-2, 1962.

30) S.H. Roberts, 前掲27)。p. 13.

31) K.W. Robinson, 前掲25)

32) Grimes & Flinders ; A Topographical Plan of the Settlement of New South Wales, Including Port Jackson, Botany Bay and Broken Bay. London.1799年3月12日。

麦82エーカー、牛1,044頭、羊6,124頭であったものが、1803年には人口7,134人、小麦7,110エーカー、トウモロコシ4,338エーカー、大麦524エーカー、牛2,450頭、羊11,275頭と、その増加は著しい。³³⁾ 1804年までには、カンバーランド平原の沖積層の部分を中心とした良好な場所のほとんどが入植済となった。³⁴⁾

ロビンソンのいう第3期は特に大きな変革のなかった時期であった。ブライ総督と彼の失脚後の総督代理やマックアリー総督の初期においては、土地政策は基本的にキング時代のものが踏襲されたが、開拓そのものは大きく進行した。1810年には、人口が10年前の約2倍の11,950人となり、耕作面積は7,615エーカーとやや減少しているが、羊25,888頭、牛12,442頭と家畜の増加は著しい。³⁵⁾ 1809年のパターンソン総督代理の時以来、林地の開拓を試ることとなり、マックアリー時代にはカンバーランド平原内において、林地もまたほとんどが入植地となった。³⁶⁾

第2図は、マックアリー時代の初期にあたる1814年に刊行された地図³⁷⁾を示したものである。刊行年より少し前の時点における下付地の分布が知られるが、川沿いの沖積層の部分のほとんどすべてが大小のさまざまな形と方向の地筆でうめられていることが注目される。ホークスベリー川の支流サウス・クリーク (South Creek) 沿いなどには、比較的整然とした地筆が存在することにも留意しておきたい。このような相対的に整然とした地筆部分は、比較的新しい時期の設定によるものであり、初期の川沿いの小区画の形態および方位・配置は全く無秩序に近い。初期のこのような雑然とした地筆の区画はしばしば極めてあいまいであり、大縮尺の地図が未整備であった上に、個々の地筆のフェンスさえない場合が多く、境界は全くの記憶のみによっている場合もあって、混乱をひき起こすことが少なくなかったのである。³⁸⁾ これに比べると、新しい区画の方は境界が多少わかり易くなっているとみてよいであろう。同図にはアルファベットで名称を記された一筆単位より大きな区画も記入されているが、これについては後述することにした。

このようにして、その時々に応じて適地を選び、土地下付を繰り返していった結果、カンバーランド平原には、第2図に示されるような極めて不規則な地割形態がさらに増大していった。時期は下がるが1894年の地籍図³⁹⁾においてもその結果を確認することができ、ごく一部の例

33) G.P. Walsh 前掲29)

34) T.M. Perry 前掲18) P. 23

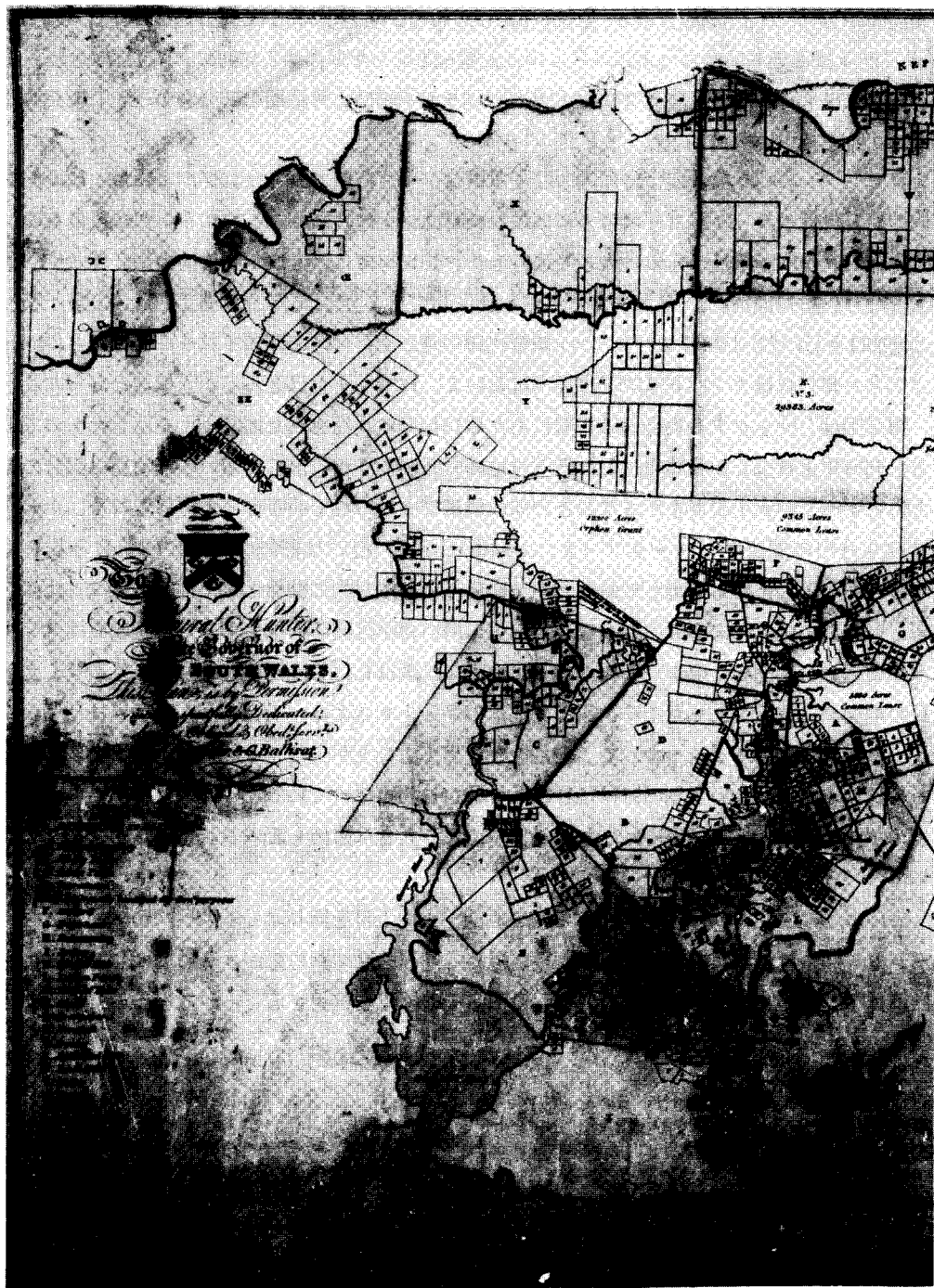
35) S.H. Roberts, 前掲27), pp.14~25

36) T. M. Perry 前掲18) pp. 23~25

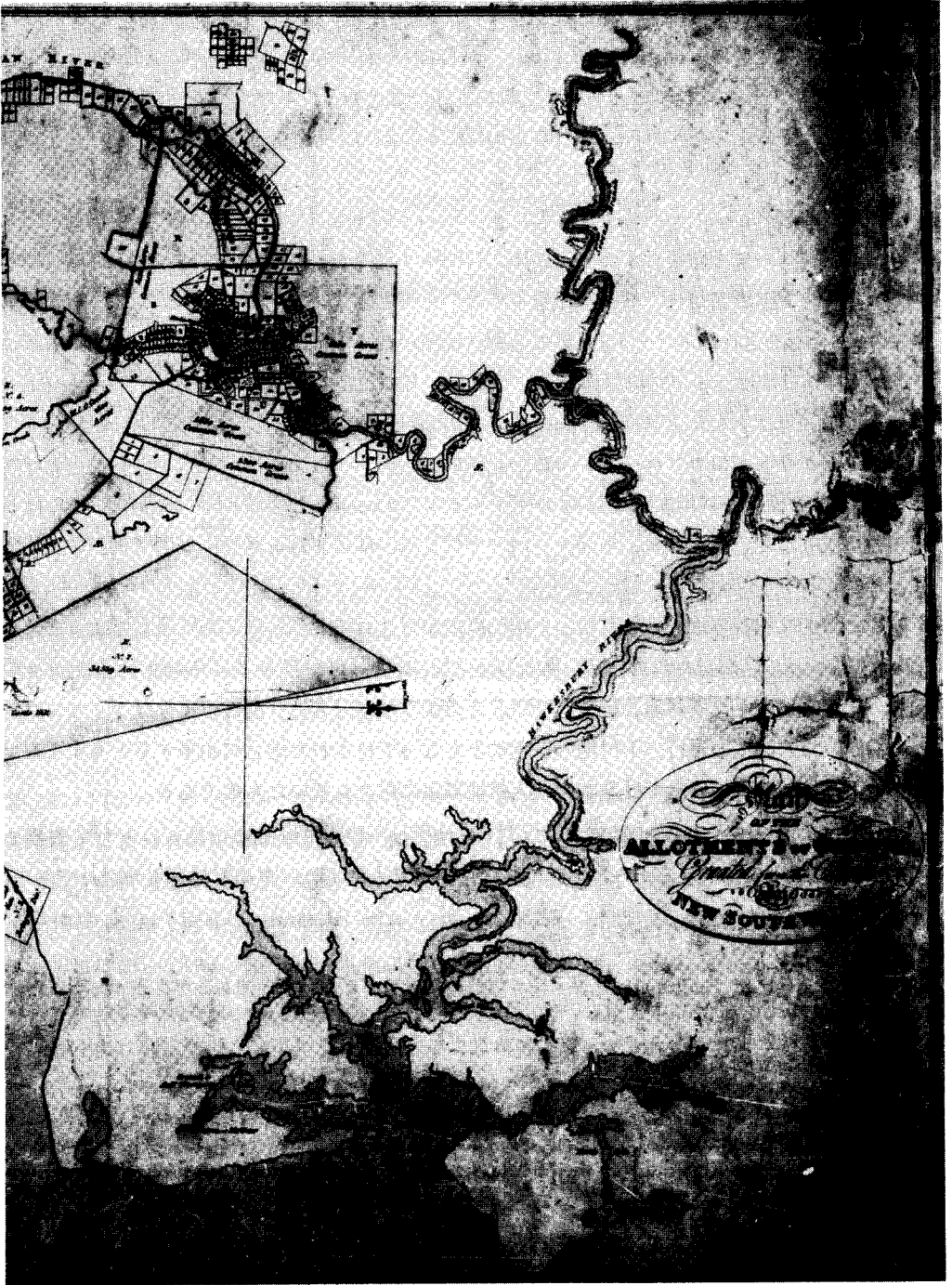
37) J. Burr & G. Ballisat / Plan of the Allotments of Ground, Granted from Crown in New South Wales. London. 1814年11月22日刊、同図は以前の総督であったHunter 提督に献呈されている。

38) G.P. Walsh, 前掲29)

39) Map of the County of Cumberland, New South Wales, 1894. The Mitchell Library 所蔵。



第2図 1814年頃のニュー・サウス・ウェルズ植民地



外を除けば全く不規則な地割形態といつてよい。⁴⁰⁾ マックアリー時代には開拓はさらに進行し、1821年には全植民地の人口が38,778人、耕作面積32,267エーカー、羊290,158頭、牛102,939頭に⁴¹⁾ 増大した。カンバーランド平原が大部分を占めるカンバーランド郡のみでも、人口は27,931人であった⁴²⁾ から、前述の1810年の約2.3倍に及ぶことになる。

b. 郡と地区

シドニー・コーブ上陸後わずか半年の後、1788年7月9日付でフィリップ総督は入植地を“カンバーランドと名付け、その境域を定めた”と報告している。⁴³⁾ 前述のカンバーランド平原のほぼ全域を含むカンバーランド郡の名称と範囲がこの折に出現したことになる。さらに、1804年4月16日には、キング総督は、カンバーランド郡北側の“ニューカッスル (Newcastle) がある郡をノーザンバランド (Northumberland) と呼ぶのが適当”であるとし、その理由として、イングランドのカンバーランド郡の北側にノーザンバランド郡が位置することをあげている。⁴⁴⁾ この後、1817年までには南のキャムデン (Camden) 郡が、⁴⁵⁾ 1829年までには合計19郡が成立していた⁴⁶⁾ が、当面カンバーランド郡内部における区分について検討を加えておきたい。

前述の1799年刊行の地図⁴⁷⁾ には、上端部に表が付されており、第2表に示したような15の地区 (District) 名が記されている。各地区名ごとに下付地が書き上げられているが、そのうちの4地区にはまだ下付地の記載がない。このような地区名は、前述のようなフィリップ総督の初期以来、開拓の進行、下付地の設定にともなって付された地名に由来すると考えて良いものであり、1799年の段階では基本的に入植地群毎に付されていたものである。

ところが、1810年には第3図のように、⁴⁸⁾ 各地区は一定の境域を有したものとして表現されている。同図から知られるように、各地区の広さは様々であり、その形態もまた様々である。図中に記載された面積のみでも、5,130エーカー (R. Richmond Hill) のものから、

40) 後の Parish of Heathcote に1マイル幅の地割形態がごくわずかであるが存在する。また、相対的に新しくかつ川沿いではない部分においては、ほぼ東西南北方向の地筆界が設定されていることも多い。

41) S.H. Roberts, 前掲27) P. 24.

42) K.W. Robinson 前掲25)

43) Governor Phillip to Under Secretary Nepean, H.R.A. I—I, P. 58.

44) Governor King to Lord Hobart, H.R.A. I—IV. P. 612.

45) J. Wild; An Outline of the Settlements in New South Wales, 1817. Archives Office of New South Wales Map No. 1123. Oxley to Archdeacon Scott, 29th Aug. 1825. H.R.A. I—XII, pp. 392~393.

46) Government Order No. 50, 14th October 1829.

47) 前掲32)

48) J. Booth; A New Plan of the Settlements in New South Wales. London, 1810年7月20日刊。同図には政府の指令で作製されたことが注記されている。

第2表 ニュー・サウス・ウェルズ植民地初期の地区

1799年(注㉔)	1810年(注㉕)	1811年頃(注㉖)	1814(注㉗)
△ Northern Boundary	A. Northern Boundary	A. Northern Boundary	A. Northern Boundary
△ Liberty Plains	B. Liberty Plains C. Banks Town	B. Liberty Plains C. Banks Town	B. Liberty Plains C. Banks Town
Parramatta	D. Parramatta EEEE (Reserred by Govt.)	D. Parramatta EEE (Reserred by Govt.)	D. Parramatta EEEE (Reserred by Govt.)
Field of Concord	F. Concord		F. Concord
Petersham	G. Petersham	G. Petersham	G. Petersham
Bulanaming	H. Bulanaming	H. Bulanaming	H. Bulanaming
Sydney	I. Sydney	I. Sydney	I. Sydney
Hunters Hill	K. Hunters Hill	K. Hunters Hill	K. Hunters Hill
Eastern Boundary	L. Eastern Farms	L. Eastern Farms	
Field of Mars	M. Field of Mars	M. Field of Mars	M. Field of Mars
△ Ponds	N. Ponds	N. Ponds	N. Ponds
Toongabbee	O. Toongabbee	O. Toongabbe	O. Toongabbee
Prospect Hill	P. Prospect	P. Prospect	P. Prospect
	Q. Dundas		Q. Dundas
Mulgrave Place	* { R. Richmond Hill S. Green Hill T. Phillip U. Nelson V. Castle Hill W. Evan	R. Richmond Hill S. Green Hills T. Phillip U. Nelson V. Castle Hill W. Nepean	R. Richmond Hill S. Green Hills T. Phillip U. Nelson V. Castle Hill W. Evan
△ York Place		X. Bringelly Y. Cabramatta Z. Castlereagh	X. Bringelly Y. Cabramatta Z. Botany Bay AE. Castlereagh AB. Upper Nelson OE. Cooke EF. Minto CC. Cow Pasture

注 ㉔ Grimes & Flinders,

注 32), △) には分与地の記載なし。

㉕ J. Booth

注 48)

㉖ C. Grimes

注 51)

㉗ J. Burr & G. Ballisat,

注 37)

㉘ J. wild

注 45), 他に Camden 郡に Illawarra あり。

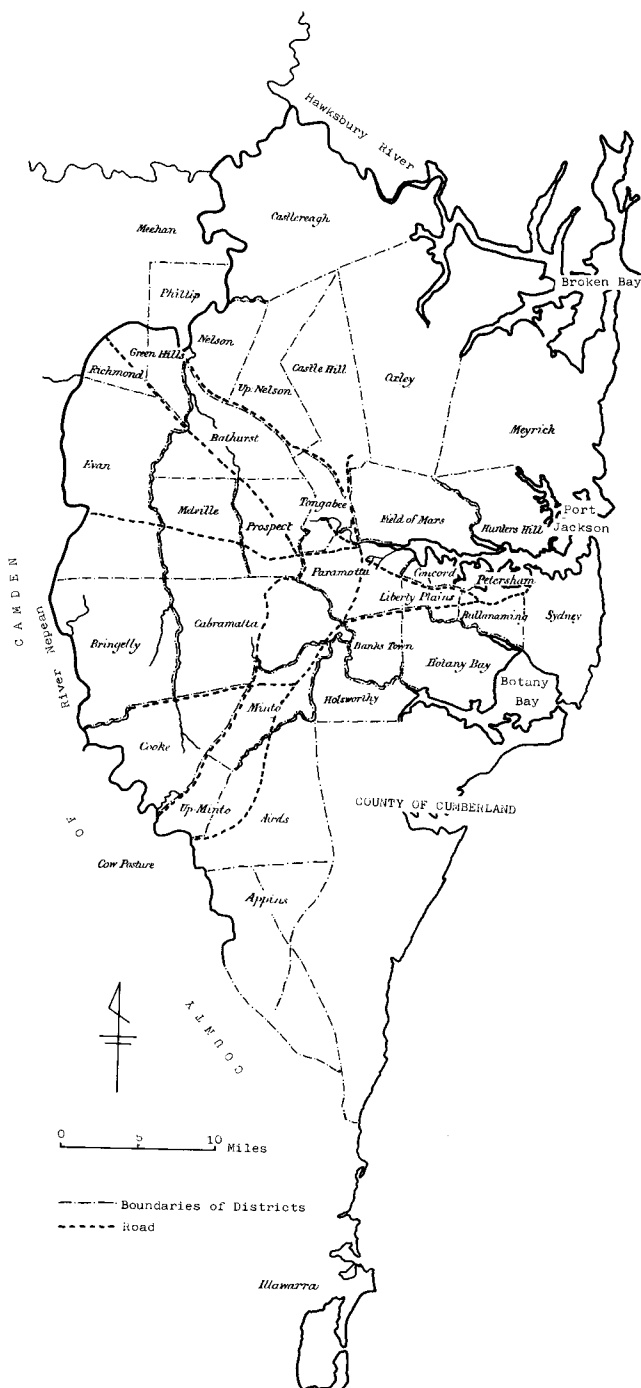
㉙ W.C. Wentworth, 注 53) 他に Camden 郡に Illawarra あり。

㉚ 注 54), < > 内は Northumberland 郡, 他に Kurry Jung あり。

※ は以前の地区が細分化されたことの明らかなもの。

出典によってつづりが異なるものもあるが, そのまま表示した。

1 8 1 7 年 (注㉔)	1 8 2 0 年 (注㉕)	1 8 2 1 年 (注㉖)
Liberty Plains ※ Banks Town, Hors- worth Parramatta ※ Melbille, Bathurst.	(△) Northern Boundary Liberty Plains Banks Town, Hors- worth Parramatta Melbille, Bathurst.	Liberty Plains Banks Town, Holswo- rth Parramatta Melbille, Bathurst.
Concord Petersham Bullanaming Sydney District	Concord Petersham Bullanaming Sydney	Concord Petersham Bullanaming Sydney
Hunters Hill (△) Eastern Farms Field of Mars	Hunters Hill Field of Mars	Hunters Hill Field of Mars
Tongabee Prospect	(△) Ponds Toongabee Prospect	Toongabbee Prospect
Richmond Green Hills Phillip Nelson Castle Hill Evan District Bringelly Cabramatta Botany Bay Castlereagh Up. Nelson Cooke ※ Minto, Upper Mint Cow Pasture ※ Airds, Appin, Oxley Meyrick, Meehan	(△) Dundas Richmond Green Hills Phillip Nelson Castle Hill Evan District Bringelly Cabramatta Botany Bay Castlereagh Upper Nelson Cooke Minto, Upper Minto (Cow Pasture) Airds, Appin, Oxley Meyrick, Meehan	Richmond Green Hills <Phillip > Nelson Castle Hill Evan Bringelly Cabramatta Botany Bay Castlereagh Upper Nelson Cooke Minto, Upper Minto Airds, Appin, Oxley Broken Bay, <Meehan>



第4図 1817年におけるニュー・サウス・ウェルズ植民地の地区
〔W. C. Wentworth 注53〕

に、カンバーランド郡内のすべてが区画されていたわけではなかった。

しかし、1817年までには地区数は表示したように34に達し、第4図のように郡内全域を区分するようになっていた。⁵²⁾ 政府による保留地とされていた地区にも、前述のようなマッカーリー総督時代の林地をも含めた開拓の進行を反映して、他と同じように名称が付されるようになっていた。第2表に示したように、細分されてできた地区が多いことも同様のプロセスの結果である。この段階までに、カンバーランド郡の区分は一応完了したことになる。

ところが、この区分と地区名は必ずしも徹底していなかったようであり、1820年刊行の地図⁵³⁾ では、第2表のように、合計38の地区が示されている。1817年図で除かれていた下付地の所在しない4地区名も記入されている。

やがて、政府は改めて地区に関する公示を必要とすることとなった。測量長官オクスレイの名で示された1821年9月26日付シドニー・ガゼッティ (Sydney Gazette) 上の布告によって、第2表に示したカンバーランド郡31地区、ノーザンバランド郡3地区が確定された。⁵⁴⁾ カンバーランド郡の各地区は基本的に前掲の1817年図のものと大きな違いはないが、フィリップ (Phillip)・ミーハン (Meehan) 両地区がノーザンバランド郡に含められていること、カウ・パスチャー (Cow Pasture) 地区がはずされていること、などから郡界の調整と確定もまた同時に行なわれたとみられる。

このようにして、カンバーランド郡と郡内の地区の境域が最終的に確定するが、その時点は、オクスレイがビッグに手紙を書いて土地政策の変革を主張してから、すでに半年以上を過ぎていた。フィリップ総督時代以来、開拓の進行と共に設定されてきた土地区分の方式は、その変革を必要とする段階に至って、漸くにして完成したといっても大過はないであろう。しかも、訓令に示されたのがタウンシップであったことからすれば、その語が全く使用されていないことにも留意しておきたい。

c. タスマニアの土地区画

1798年から翌年にかけてのフリンダース (M. Flinders) とバス (G. Bass) の探検航海によって、ようやく全貌が明らかになったヴァン・ディーメンズ・ランド (Van Diemen's

52) 同図にはカンバーランド郡の南のキャムデン郡に Illawarra が記されている。また、後述するようにカンバーランド郡の境域も必ずしも明確に固定されていたわけではなく、後に他郡に入れられる部分も含んでいる。

53) W.C. Wentworth ; Map of New South Wales, Containing the Districts of Port Jackson, the Coal River, Illawarra or the Five Islands, and the Country to the Westward of the Blue Mountains. London. 1820.

54) Public Notice, in Sydney Gazette, and New South Wales Advertiser, 27, October 1821.

Land)⁵⁵⁾にも、1803年以来入植が進んだ。⁵⁶⁾1804年には、コリンズ (D. Collins) とパターソン (W. Paterson) が、いずれも準総督として流刑囚を伴って入植した。⁵⁷⁾コリンズはヴァン・ディーメンズ・ランド南部の、パターソンは北部の管轄権を有し、⁵⁸⁾前者は現在のホバート (Hobart) に、後者はローンセストン (Launceston) に居を構えた。この分割は2人の準総督の抗争を避けるためのものであり、北部はコーンウォール (Cornwall)、南部はバッキンガムシャー (Buckinghamshire) 郡と呼ばれた。⁵⁹⁾

1810年に兩人共没した後、1812年になってデイヴィ (T. Davey) 準総督の下で分割管轄権が解消された。⁶⁰⁾この後、1825年末にはヴァン・ディーメンズ・ランド植民地として分離するが、その時点までは、すでに述べたカンバーランド郡と基本的に同一の土地政策下にあったとみなすことができる。⁶¹⁾

1808年には、約500人でしかなかったバッキンガムシャーに約300人のノーフォーク (Norfolk) 島民が加わったり、1816年にはイギリスからの初めての移民船が到着するなどといったことはあったものの、⁶²⁾1820年頃までの入植・開拓は遅々としたものであった。1821年頃までの下付地はわずか総計69,215エーカー⁶³⁾に過ぎず、1822年刊行の第5図の⁶⁴⁾ように、比較的小規模な区画が、北のローンセストン周辺と南のホバート周辺の川沿いに分布しているに過ぎなかった。

このような初期の下付地は、カンバーランド郡と同様に、100エーカー以下のものが一般的であり、1820年以前の下付地面積の平均は125エーカーであった。しかし、イギリスへの羊毛の積み出しが成功すると、内陸部における牧羊がにわかにさかんになり、1823年だけで432,160エーカーの土地が下付され、1820～1823年の平均面積も380エーカーへと増大した。⁶⁵⁾

55) T.M. Perry ; *The Discovery of Australia, The Charts and Maps of the Navigators and Explorers*. Melbourne. 1982, pp. 79～81, 108～112.

56) S.H. Roberts 前掲27) P. 43.

57) Collins, David, in D.Pike ed., *Australian Dictionary of Biography* Vol 1. Melbourne, 1966. pp. 236～240.

D.S. Macmillan / Paterson, William, in *ibid.* Vol 2, 1967. pp. 317～319.

58) Government and General Order, 24 Sep. 1804. H.R.A. Ⅲ—I p. 297.

59) A. McKay ed. / *Journals of the Land Commissioners for Van Diemen's Land 1826～28*. Hobart, 1962, p. xiii

60) Macquarie to Geils, 1st June 1812. H.R.A. Ⅲ—I, p. 482.

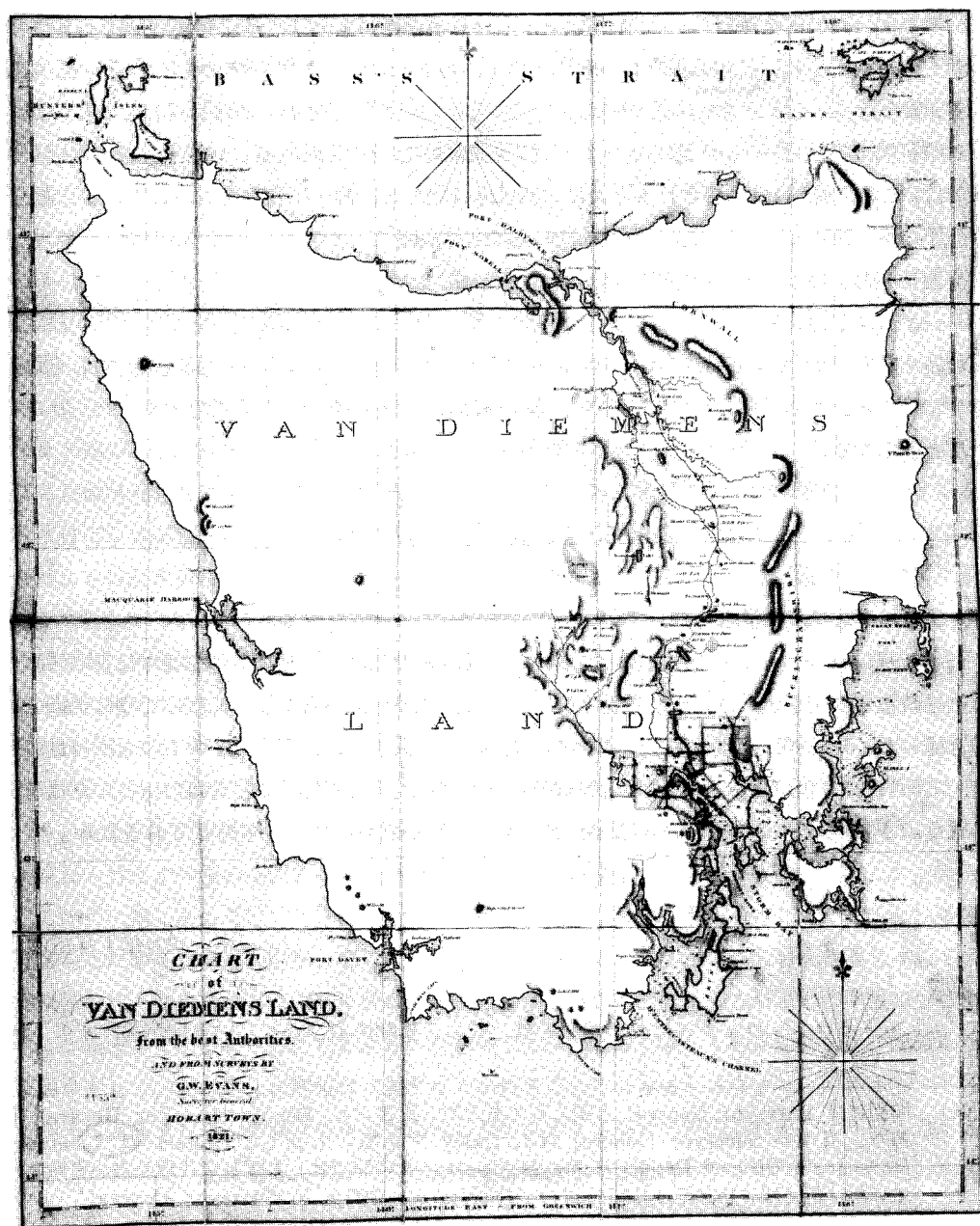
61) Instructions to Governor Darling and Additional Instructions ; 17th July 1825 H.R.A. Ⅰ—Ⅺ, pp. 107～126, は同文が Van Diemen's Land 総督としての Darling にもあてられているように、基本政策は同一であったとみなし得る。なお、Van Diemen's Land 植民地は1859年に正式に Tasmania 植民地と名称を変更する。

62) S.H. Roberts, 前掲27), pp. 43～46.

63) P. Scott ; *Land Settlement*, in J.L.Daries ed., *Atlas of Tasmania*. Hobart, 1965.

64) G.W. Evans ; *Chart of Van Diemens Land, from the best Authorities*. London 1822.

65) P. Scott 前掲63)



第5図 1821年におけるヴァン・ディーメンズ・ランドの土地区画と地区
〔G.W. Evans 注 64〕

第5図は1821年に測量長官代理のエバンス（E.W. Evans）の調査にもとづいて作製された⁶⁶⁾ものであり、前述のような一筆ごとの土地区画のほか、南部のバックinghamシャーにはA～Wの計23のやゝ大きな区画が記入されている。同図には名称その他は示されていないが、この区画はカンバーランド郡の地区と同様の性格のものと考えられる。1824年刊行の地図⁶⁷⁾では、この区画がほぼ踏襲されると共に、39区画に増加し、個々に名称が付されていることと、北半のコーンウォールにも設定が及んでいることを知ることができる。この段階においても、島西半部および東端部には全く地区の設定が及んでいない。

いずれにしろ、ヴァン・ディーメンズ・ランドにおいても、開拓の進行と共に地区が設定され、それが増加していったプロセスを確認することができる。その形態や面積が必ずしも均一でないこと、第5図のように長方形もしくはそれに近いものも存在することもカンバーランド郡と類似する。

4. 方格プラン導入への胎動

a. オクスレイの手紙

ニュー・サウス・ウェルズ植民地における、これまでながめてきたような様々な土地区画や土地政策の現状をふまえ、測量長官オクスレイは同植民地調査官ビッグに次のような手紙を書き送った。ビッグは後述のようにオクスレイの提言を採用し、彼の手紙そのものも添付資料として報告書に付した。ビッグの報告書は刊行されたが、その際には添付資料のほとんどは省かれた。⁶⁸⁾そこでやゝ長文ではあるが、まずオクスレイの手紙の全文を掲げておきたい。⁶⁹⁾

シドニー 1821年1月15日

謹啓

ニュー・サウス・ウェルズにおきましては、この3年間におびたゞしい土地が個々人に下付

66) 同図には Surveyor General と記入してあるが、正確には Deputy Surveyor General であり、当時の Surveyor General は J. Oxley である。しかし、Hobart の Lieutenant Governor's Office と Deputy Surveyor General との間では、しばしば代理の語が省略されていた。例えば、1824年11月15日付の "Secretary's Office to Surveyor General" (Archives Office of Tasmania L.S.D. 22, P.38) など、類例が多い。

67) T. Scott; Chart of Van Diemen's Land, from the best Authorities and from actual Surveys & Measurements by Thomas Scott, assistant Surveyor General of Lands in the Island. Edinburgh 1824. 同図中の記述によれば1823年11月～1824年1月の調査による。この時点における区画の性格が何であったかについては、改めて検討を必要とする。

68) Bigge Reports 前掲2)

69) 前掲1)

されまして、入植地が著しく拡大しておりますので、測量庁の将来の業務に関します計画を貴職に開陳申し上げたいと存じます。その計画と申しますのは、謹しんで私の希望を申し上げる次第ですが、もし御採用いただきますなら、大いに公共の利益に供し、また、現在不可避であり、しかも遺憾ながら日に日に増加して居りますところの、個々人の土地の測量の深刻なる遅滞を解消してくれると存じます。

入植予定地の測量に先だちまして、個々人へ土地を下付する方式は、指令の数が少なく、かつ下付される土地がその地方の既入植地に隣接していた場合に限りまして、大した不都合は生じませんでした。概して各入植者は、あらかじめ各自の目的に最適の地点を選び、その選択は他の入植者達をそこなうものではありませんでした。と申しますのは、申請者が比較的少数でありまして十分な土地があったからであります。海とニピアン川との間に位置しますカンバーランド郡のしかるべき部分が、ほとんど完全に入植済みとなりました際には、いかなる程度の望ましい状況をも確保することは困難となりました。一方、測量の指令数は増加し、少なくとも4倍になりました。このような土地不足のため、多数の人々が、植民地のどの部分が入植に最適かを政府が決定するまで、待たされることになりました。このような状況が、一つには新しい入植者数の増加もありまして、現在存在しますところの測量の遅滞を引き起しております。この遅滞はさらに、日に日に増加します指令を執行するための適当にして十分な人数の補佐官の不足に起因するものでもあります。現補佐官と私自身が野外調査に従事して居ります際には、測量庁の他のすべての業務は停止し、事実上事務所は閉鎖して居ります。事務所には、様々な計画および命ぜられた個別業務を執行する資格が与えられているかもしくはその能力を有する者も、測量した下付地を登記し、記述する者もないからであります。これらが複合しまして、現在見られます遅滞の原因となっていることは明白でありましょう。

この点に関しましては、さらに次のように申し上げることが必要かと存じます。もし私の事務所をこれから18カ月間閉鎖してしまいまして（もちろん他のすべての業務を放置しまして）、測量補佐官と私自身が常時測量に従事したとしますと、この期間は現在の土地の測量指令の執行には不十分であります。たとえそれが有効であったと致しましても、記録および地図部門におきまして、私はさらに困難な状況下におかれることになりましょう。

将来におきまして、未執行の指令が山積し、公共および個々人に深刻な不都合がおよぶことを防止するため、私は謹しんで次のことがらを提案致したいと存じます。

第一に、かかる入植されようとする地方は、あらかじめ測量されて地区（district）が設定され、その地方の特性と自然境界に応じたところの最も普通に下付される面積規模の農場に分割されるべきである。各地区は36平方マイル以上を擁するべきではなく、かゝる農場は、最初に選定されて表示されるところの通常の牧師・教師および町立て（township）のための保留地と同じような面積で、正方形をなすべきである。

第二に、かかるこれらの地区は、個々人の選定に供される時点より少なくとも6カ月前までに、測量され、総督の認可を受けるべきである。土地下付の指令書を有するあらゆる個々人の検索に供するところの、様々な未入植の地区の地図は、これらの個々人に対し、総督がいかなる土地に入植を意図しているかを知らしむるであります。そしてまた、彼らに土地を調べ、選定をするための十分な時間を与えることにもなります。入植者は、彼らの権利書を遅滞なく所持もしくは受領することができましょう。

自由移民に対してどれだけの土地が与えられるといたしましても、彼らにとりまして、彼らの所定下付面積だけの無料下付地に加えて、さらに多くの面積を購入することが選択できるべきであります。1エーカー当り10分の1ポンドの手付金を納めまして、残金は6カ月ごとに支払うこととし、一括して3カ年の貸与を与え、購入が完結した際に権利が彼等にわたるべきであります。分割の支払いがどこおった場合には、全滞納額に利子がつくという条件において、購入者の権利をとりあげるべきではありません。最後の支払い期日がやって来ました時、最終の支払いが出来なかった場合には、必然的にもとの購入者は手付金を失い、土地は総督の管轄下に戻ることにあります。

このような状況のもとにおきまして、新しい入植者によって購入される土地の正確な量を推定することは不可能であります。しかし、購入希望の存在は確実に考え得ることです。すし、植民地歳入の大いに生産的な源泉であります。各地区の一定部分はまた、入植者として登録されまして、すでに下付地を確保している個々人に対して公売するために別にされるべきであります。その土地は、様々な理由によって払い下げられるかも知れないであります。入植者が不動産を増やそうとする際には、同じように手付金が払われるべきであり、最初に述べました購入者に対して与えた貸与および、販売用とされるべき公有地のエーカー当り5シリングとすべき最低価格によるべきであります。

各地区における町および集落のために保留されている土地に関しましては、そこにふさわしい建物を建てているすべての人物は、下付地を受領するかあるいは同様の長期借地を受けるべきであり、現在課されている免役地代を支払うものであります。しかし、借地権保有者にとって、最初に取得した際の総督認可がない場合には、その区画を細分する権利がないものとすべきであります。この規則は、今日、このような非公認の分割の結果、現在の町の区画に存在するところの大へんな混乱を防ぐであります。そのような土地を購入する方が、国王から借地を得るよりは良い状況にあると考えているのであります。それ故に、借地があまり申し込まれないのであり、単なる居住者はまた免役地代を支払わないのであります。もし、すべての町の区画に居住するものが、彼らが下付地、借地もしくはそれ以外の占拠によるところの割合に応じて、等しく免役地代を支払うならば、植民地財政に毎年多額の追加歳入をもたらすのであります。

もし、王領地に関しまして、ともかくもあらゆる権利移転についての別の登記簿が維持されますと、国王ならびに個々人の双方の権利を大いに確保する方向に向うであります。そのような登記がなされていないものは、法律上譲渡されていないとみなされまして、各登記ごとに、5 シリングを越えない額が毎年算定され、公共の使用のために支払われるべきであります。

かかるすべての免役地代はこの事務所において支払えるようにすること、かかる測量長官は所定の町に対してはその計算を、総督に対しては、毎年2月の第1週に、下付地もしくは個々人によって所有されている土地にあらゆる点において符合する公式報告書を提出すべきであります。

個々人から事務所に徴集された金額は、事務所自体にとりまして1日あたり7シリング6ペンスの留保を要するであります。それは、この事務所への支援の不可欠な拡大がもたらす増大した経費にあてられるものであります。

いままで述べてきました提言を実行いたしますためには（もしお認めいただければ）、現在当方におきまして1人であります補佐官に加えて、2人の新しい補佐官が絶対必要となります。補佐官は野外部門または事務部門におきまして、あらゆる点で有能な者を任命すべきであります。このような支援なくしては、時間どおりに公共の業務を執行し、国王と個々の入植者に等しく影響するところの多数の利害を包括する当庁の管轄におきまして、不可欠な要件を速かに処理することが不可能であることは明白であると存じます。このような当庁の拡張は歳出の大きな増大を必要とするでありましょうが、提案致しました改革は、それによって公共に与えます便宜と、旧来の免役地代の規則的徴集と同時に維持されるところの新規の一定の生産的歳入源とを結合しようとするものであります。（旧来の免役地代は、いかなる方法においても、過去12～13年の間、公共に供されなかった。）追加される補佐官の給与が、公共の業務を遂行することによって大いに増大した資産に由来する財源から支払われる、と考えられる時、私は歳出表への反対は実際的には減少すると存じます。しかも、追加の確実な歳入源が期待されない場合におきまして、依然としてその支出は絶対に必要となります。

私はそれ故に、事務所が3人の補佐官を有すべきでありますことを、謹んで申し上げます。第1補佐官は日給15シリングを、第2補佐官は12シリング6ペンスを、第3補佐官は10シリングを受けとり、各人は植民地歳入によって支払われるところの馬に対する手当を受けとるべきであると存じます。当庁におけるこのような改変は、給与や馬の手当として毎年総額365ポンドの歳出の増大をひき起こすでありましょう。このような追加の補佐官を雇用することによる利点について考えてみます時、比較的わずかな金額でありましょう。事実、全歳出は免役地代のみからなる歳入額の12%位に過ぎないでありましょう。

いままで述べてきました提言が採用されますならば、数多くの細則が明らかに必要となるはずであります。現在のところ、それらを列举することはほとんど不可能でありましょう。それ

らは本来、公私の販売による王領地の払い下げを統制する状況から生ずるものでありましょう。その細則はまた、ヴァン・ディーメンズ・ランドに対しても適用できる筈のものであります。

私は、王領地の一部を植民地の歳入源として払い下げますことの便宜を、敢えて提案致しました。さらに、他の状況からも必要となります補佐官の追加をもちまして、その測量は余分の出費なしに実施可能であることも申し述べました。しかしながら、万が一、このような計画を御承認いただけないと致しましても、いずれに致しましても、測量官の追加の緊急なる必要性は減じないでありましょう。私のこのような支援の御願いに対しまして、宜しく御高配賜わりますよう謹んで御願い申し上げます。それなくしましては、国王の御為にも、私自身への御信任を持ちましても、公務を執行できかねますことを申し述べねばならないと存じます。

敬白

測量長官

J. オクスレイ〈署名〉

調査官

J. T. ビッグ殿

オクスレイは、このように従来の様々な土地区画の設定の方式の限界を指摘し、土地政策を全面的に変更する必要性を強く主張している。彼は土地下付に先だつての測量の必要性、36平方マイル以下の地区および正方形の農場の区画を設定すべきことを提言している。さらに、測量庁に人員の増加を求め、それについては土地政策を転換して土地の販売によって歳入増をはかること、さらにはその具体的方法についても述べている。ここでは特に、オクスレイが、規則的な土地区画の必要性を主張していることに注目しておきたい。彼がタウンシップの語を町の建設用地を意味する言葉として使用し、前掲の訓令のタウンシップに当るものとしては、ニュー・サウス・ウェルズで前述のように実際に使用されてきた地区の語を使用していることにも留意しておきたい。

b. オクスレイとビッグの構想

イギリスで生まれたオクスレイが初めてオーストラリアにやって来たのは1802年のことであり、海岸の測量に従事したり、ヴァン・ディーメンズ・ランドへ旅行した後、1807年には一旦イギリスへ戻った。1808年には海軍少佐として再びシドニーへやって来た。つい1811年には海軍を退後して、翌年5月シドニーに到着し、7月に測量長官の任についた。その後、測量と

探検に奔走するかたわら、自身も多くの下付地を受けて農牧業に精を出し、また銀行業務などのビジネスにもたずさわった。1828年5月、彼が40余年の生涯を閉じるまで測量長官として活躍した。⁷⁰⁾

オクスレイがビッグへの手紙を書いたのは、測量長官に就任して9年目の年であり、結婚した年であった。彼が指摘した旧来の土地政策と測量システムの限界は、彼自身の体験からほとぼしり出たものであった。先に同時代の地図や文献でながめて来た不規則な形態の土地区画や地区の設定そのものにも、オクスレイ自身が関与した部分が多かったことになる。彼の提言のうち、土地区画に直接かかわるのは、①下付以前に測量を実施し、地図を作製すること、②正方形の土地区画を設定すること、③36平方マイル以下の地区を設定すること、の3点であった。

オクスレイの提言を受けたビッグの方は、オクスフォード出の法律家であり、1819年9月からニュー・サウス・ウェルズ植民地調査官としてオーストラリアへやって来ていた。彼は植民地担当国務大臣バサースト(H. Bathurst)の命を受けて、流刑囚および刑を終えて自由の身となったエマンシピストと呼ばれる人々、植民地の社会・宗教・教育・農業・商業などの調査を実施し、今後の方策について報告しようとしていた。⁷¹⁾ 当時のマックアリー総督の時代、前述のように人口は増大し、下付地も著しく増大していたが、同時に植民地としても大きな転換期にさしかかっていたのである。⁷²⁾ ビッグは約1年半におよぶ調査を終えて帰国し、1822年から翌年にかけて3部の報告書を作製した。帰国前月にオクスレイからの手紙を受け取ったビッグは、土地政策について彼の提言を報告書にもり込んだのである。

もとより、オクスレイの提言をそのまま報告したわけではない。時に、オクスレイの準備した資料を用い、ビッグ自身の他の調査とも合わせ検討した上での報告であり、例えば測量庁における業務について、オクスレイと同様に3人の補佐官の任用を主張しているものの、給与や馬の使用等の細部については別の数値となっている。⁷³⁾ また、土地区画については次のように述べている。

「イングランドから到着した入植者への土地の割り当てを容易にするため、次のように提案されている。入植されようとしている地方は前もって測量され、通常下付されるような面積規模の農場に内部を細分された地区(district)が設定されるべきである。これには、その地方の特性と自然境界を参照し、各地区は36平方マイル以上を擁すべきではない。⁷⁴⁾」

70) E.W. Dunlop / Oxley, John Joseph William Molesworth, in D. Pike ed., *ibid* 57), なお、彼の生年は1785年と推定されているから没年に彼は43才位であったことになる。

71) J.M. Bennett; Bigge, John Thomas, in D. Pike ed., *ibid* 57)
M. Clark; A Short History of Australia, 1963. 竹下美保子訳; オーストラリアの歴史。サイマル出版会。1978年。pp.53~57.

72) 北大路弘信, 北大路百合子; オセアニア現代史, 山川出版社, 1982年, pp. 30~39.

73) Bigge Report, Third Report. 前掲2) C). P. 47.

74) Bigge Report, Third Report 前掲2) C). P. 49.

すなわち、オクスレイの提言のうち、①と③はそのまま採用されていることになるが、②の各農場が正方形となるべきとする部分は欠落していることになる。法律家であるビッグが、土地区画の形状の部分なぜ報告書に加えなかったのかは当面不明としなければならないが、同報告にはひき続き次のように述べられている点は興味深い。

“さらにつぎのように提案されている。このような測量が総督の許可を得た際には、居住者および入植者はそこへ行って、彼らにとって最も適した立地条件を選択し、彼らは区画の番号を記憶に入れ、総督に申し出ることができる。”

ビッグはここでは、測量済みの各区画に番号が付されていることを前提としているのである。

ビッグはまた、報告書の各所にタウンシップの語を使用しているが、これもオクスレイと同様に町もしくは町の立地点を意味して使用しており、前述の訓令のそれとは異なっていることにも、次稿の課題にかかわるので、留意しておきたい。

いずれにしろ、このようにして、オクスレイとビッグにより、おぼろげながら規則的な土地区画が構想され始めた。オクスレイが地区の規模を36平方マイルを越えない広さとしていることも注目に値する。36平方マイルというのは、もし仮りに正方形の地区を考えるとすれば、6マイル四方の区画ということになるが、これはアメリカ式のタウンシップの大きさに等しい。このような規模を含む規則的土地区画の構想の影響と、その後の現実の規則的土地区画の展開などについては、次稿の主題としたい。

5. お わ り に

初代のフィリップ総督以来、6代目のブリスベン総督に至るまで、歴代総督は“便利なる規模と広がりタウンシップ”を設定すべく訓令されていた。また、様々な資格の入植者に対し、10, 20, 30, 50, 100エーカーといった単位で土地を下付し、各地筆は長辺対短辺が3対1となり、長辺が水辺に接しないようにするのが本来の訓令であった。

この指令が必ずしも字義通りに実施されたわけではない。しかし、1791年までは30または50エーカーの小区画が多く、第1図のように1796年頃には土地条件の良好な沖積層の部分にパッチ状に入植地が散在していた。1804年ごろまでにはカンバーランド平原の土地条件の良い部分はほとんど入植済となり、次第に表土のうすい頁岩・砂岩地帯にも開拓が及んでいった。第1表に示したように入植規模にも次第に大きなものが出現し、その傾向は、キング総督による政策転換以来、幅広く進行することとなった。1814年刊行の第2図のように、土地区画は形状・方位・規模のいずれの点からも不規則なものが分布することとなった。マックアリー総督の時代には入植者は著しく増加し、この傾向は一層推し進められることとなった。

一方、フィリップ総督がいち早くシドニー・コープ付近をカンバーランド郡と命名したものの、

訓令にあるタウンシップは全く設定されず、1799年頃までには入植地群を地区と呼び始めるようになり、第3図のように1810年までには、様々な形状の一定の地区の範囲が確定されるようになった。第2表に示したように地区数は次第に増加し、第4図のように1817年までには、カンバーランド平原とその隣接部分が34地区に分割されていた。1821年には測量長官オクスレイは改めて布告を行ない、カンバーランド郡の境域を調整・確定し、31地区を確定した。

類似のプロセスはヴァン・ディーメンズ・ランドにおいても進行し、やはり小規模で不規則な区画が、ホバートとローンセストン間の川沿いに分布し、1821年には第5図のように南半のバックinghamシャーに23地区が設定されていた。1824年までには、この傾向は北半のコーンウォールにも及んだ。

このように、開拓が進み、人口が増大したニュー・サウス・ウェルズ植民地には、様々な混乱や矛盾も顕在化し、将来政策の再検討を必要とするに至り、1819年から21年にかけてビッグが調査官としてやって来た。1812年以来測量長官として、測量をはじめとする土地政策の一翼をになってきたオクスレイは、それまでの土地政策・測量システム一般の限界を痛感し、その抜本的な改革を提言した。当面の関心である土地区画に限定すれば、入植増と開拓の進行に伴って、何ら規則的な土地区画もしくは前もっての測量なしに、入植地を付加していく従来の方法はすでに限界であり、

①下付以前に測量を実施し、地図を作製すること、

②正方形の土地区画を設定すること、

③36平方マイル以下の地区を設定すること、

を提言した。

すなわち、一定程度の入植・開拓が進行し、土地政策および土地区画設定業務の複雑化・量の増大を背景として、このような方格的・規則的土地区画の必要性が痛感されるに至ったわけである。

ビッグも基本的にこれを認め、その報告には①・③を盛り込み、また各区画には当然番号が付されており、それでもって場所を指示できると考えていた。

さて、このような方格プラン導入への胎動を経て、マックアリー総督が更送され、新しい総督ブリスベーンが着任すると、やがて土地政策は大きく転換することとなる。ただし、ブリスベーンとオクスレイによって実施され始める初期の方格プランと、ビッグの報告を受けて本国からバサーストが指示した方格プランとは若干の齟齬があるのである。さらにその他の要因も加わってオーストラリアにおける方格プランは十分な成功には結びつかなかった。⁷⁵⁾ し

75) D.N. Jeans ; The Breakdown of Australia's First Rectangular Grid Survey. Australian Geographical Studies, 4~2, 1966.

76) T.M. Perry 前掲18), 同書では Hunter Valley, Western District, South-western District, Illamarra-Shoalhaven Coast における事例が検討されている。

かし、新しい開拓地には続々と方格地割が設定され、⁷⁶⁾ それらは現在に至るまで一定の役割を果たして来た。このような方格プラン施行のプロセスと、様々な問題点を検討することが次の課題である。

〔付 記〕

小稿は、豪日交流基金の研究奨励金による、1983年7～9月の3カ月間の滞濠研究の第1報である。その間、Dr. T. M. Perry が主宰する Melbourne 大学地理学数室において Visiting Research Fellow として研究をすることができた。Dr. Perry をはじめスタッフ一同に心から御礼を申し上げたい。また資料収集等については、Sydney 大学の Dr. D. N. Jeans, Monash 大学の Dr. J. M. Powell にも色々と御教示を得た。記して深謝する。資料の閲覧・複写をさせていただいた Mitchell Library および Archeives Office of New South Wales, Archeives Office of Tasmania にも御礼申し上げる。